

企業年金スチュワードシップ推進協議会による 協働モニタリングについて

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

- ✓ 企業年金連合会が設立した「企業年金スチュワードシップ推進協議会」による協働モニタリングが開始されました。
<https://cpsj.pfa.or.jp/>（企業年金連合会サイト）
- ✓ 協働モニタリングとは、企業年金スチュワードシップ推進協議会に加入した企業年金が合同で、運用機関が取り組んでいるスチュワードシップ活動のモニタリングを行うものです。
- ✓ アンケートによる共通項目の定点調査や合同説明会による協働対話、サマリー・レポートの提出等が実施されます。

■ 協働モニタリングとは

協働モニタリングとは、日本版スチュワードシップ・コードにおいて、アセットオーナーに求められている、運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングを、企業年金が協働して実施する取組みです。

その取組みを組織的、継続的に実施するため、企業年金連合会は、2024年8月に企業年金スチュワードシップ推進協議会を設立しました。企業年金スチュワードシップ推進協議会の会員数は増加を続けており（9月末時点で会員となっている企業年金の数は286）、本取組みの重要性は高いものとなっています。

企業年金から国内株式の運用委託を受けている全ての運用機関に対して、協働モニタリングへの参加、協力が求められており、住友生命も参加することとしています。

■ 協働モニタリングの目的

協働モニタリングは主に以下の三点を目的として実施されています。

- ① スチュワードシップ活動のモニタリングの効率化・実質化

企業年金が連携・協働して、運用機関に対してスチュワードシップ活動の実施状況をモニタリングすることにより、個々の企業年金の負担軽減を図るとともに、運用機関が行うスチュワードシップ活動の実質化を図ることを目的としています。

② エージェンシーコストの最小化

エージェンシーコストとは、代理人（エージェント）が依頼人の利益と異なる行動をとることから生じる費用や損失のことであり、企業年金（依頼人）と運用機関（代理人）の関係や、株主（依頼人）と経営者（代理人）の関係においては、代理人が自己の利益を優先することで投資先の企業価値が損なわれる（＝エージェンシーコストの発生）可能性があります。

協働モニタリングの取組みを通じて、企業年金と運用機関の良好な緊張関係を保ち、運用機関や企業経営者が最善を尽くすことで、エージェンシーコストの最小化につながることが期待できます。

③ フリーライダーの防止

特定の運用機関によるスチュワードシップ活動の結果、ある企業の企業価値向上や持続的成長により投資リターンが向上した場合、スチュワードシップ活動を実施しなかった運用機関も同じく投資リターン向上の恩恵を受けることとなります。このように、対価を払わず恩恵を享受する者をフリーライダーといいます。フリーライダーを放置すると、コストをかけてスチュワードシップ活動を行う運用機関がいなくなる可能性もあります。このため、フリーライダーの防止を目的に、企業年金から国内株式の運用委託を受けている全ての運用機関を対象に協働モニタリングを実施することとされています。

■ 協働モニタリング実施内容

協働モニタリングの具体的な実施内容は以下のとおりです。

① 共通項目の定点調査

運用機関におけるスチュワードシップ活動に関して、確認すべき各社に共通する項目について、定期的にアンケート形式による調査が行われます。

毎年、調査票を協働モニタリングに参加する運用機関に送付し、各社の回答結果をスチュワードシップ推進協議会で整理、集計したうえで、専用ウェブサイトへアップされます。

スチュワードシップ推進協議会に参加する企業年金（会員企業年金）は、専用ウェブサイトから確認したい運用機関を選択し、回答結果を閲覧およびダウンロードすることができます。

② 合同説明会と協働対話の実施

運用機関のスチュワードシップ活動に関する説明会を運用機関ごとに開催し、希望するスチュワードシップ推進協議会の会員企業年金が協働して各運用機関との対話を実施します。

会場での対面参加とオンライン参加によるハイブリッド開催となっており、運用機関が1年間のスチュワードシップ活動の報告と自己評価等について説明し、質疑応答や意見交換を行います。当日参加できなかった企業年金のために、説明会の動画は専用ウェブサイトへアップされます。

なお、個々の運用機関ごとの開催頻度は、2年に1回程度となる見込みです。

③ サマリー・レポート

毎年、1年間のスチュワードシップ活動と自己評価に関するサマリー・レポートを、参加する全ての運用機関が提出します。

スチュワードシップ推進協議会の会員企業年金は、専用ウェブサイトから確認したい運用機関を選択し、回答結果を閲覧およびダウンロードすることができます。

■ 住友生命の対応

当社は、サステナビリティを考慮した資産運用（責任投資）を推進しており、その一環としてスチュワードシップ活動に取り組んでいます（具体的な取組みの内容については、毎年「責任投資活動報告書」を作成し、当社ホームページ上で公表しています）。

企業年金スチュワードシップ推進協議会の協働モニタリングに対しても、求められている、①アンケートへの回答、②合同説明会の実施、③サマリー・レポートの提出に対応しております。

なお、合同説明会に関しては、当社は2026年度に実施予定となっております。

■ 協働モニタリングに参加する運用機関

アクサ生命保険㈱	朝日ライフ アセットマネジメント㈱	アセットマネジメントOne㈱	アムンディ・ジャパン㈱
アモーヴァ・アセットマネジメント㈱	アライアンス・バーンスタイン㈱	インベスコ・アセット・マネジメント㈱	ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティイー・リミテッド
SBI岡三アセットマネジメント㈱	HCアセットマネジメント㈱	MFSインベストメント・マネジメント㈱	オービス・インベストメンツ㈱
キャピタル・インターナショナル㈱	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント㈱	JPモルガン・アセット・マネジメント㈱	シンプレクス・アセット・マネジメント㈱
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ㈱	スパークス・アセット・マネジメント㈱	住友生命保険相互会社	セイリウ・アセット・マネジメント㈱
SOMPOアセットマネジメント㈱	第一生命保険㈱	大樹生命保険㈱	太陽生命保険㈱
T&Dアセットマネジメント㈱	ティー・ロウ・ブライズ・ジャパン㈱	Dimensional Japan Ltd.	東京海上アセットマネジメント㈱
ナティクス・インベストメント・マネージャーズ㈱	ニッセイアセットマネジメント㈱	日本生命保険相互会社	ニューバーガー・バーマン㈱
農林中金全共連アセットマネジメント㈱	野村アセットマネジメント㈱	日立投資顧問㈱	Fisher Investments Japan Limited
フィデリティ投信㈱	富国生命保険相互会社	富国生命投資顧問㈱	ブラックロック・ジャパン㈱
みずほ信託銀行㈱	三井住友信託銀行㈱	三井住友DSアセットマネジメント㈱	三菱UFJ信託銀行㈱
三菱UFJアセットマネジメント㈱	明治安田アセットマネジメント㈱	明治安田生命保険相互会社	ラッセル・インベストメント㈱
㈱りそな銀行	レオス・キャピタルワークス㈱		

【出所】企業年金スチュワードシップ推進協議（<https://cpsj.pfa.or.jp>）

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2025年10月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。



（住友生命保険相互会社）
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8650（年金事業室）
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>